

八千代市行財政改革大綱(改訂版)

(平成 20 年度～22 年度)

創意くふう

— 考えます。八千代の未来を —



はじめに

本市では、地方分権改革の進展に対応し、財政の健全化に取り組むための指針として平成11年3月に策定した「八千代市行財政改革大綱」を基に、行財政改革の計画的な推進を図り、第3次総合計画の将来都市像である「一人ひとりが幸せを実感できる生活都市」の実現に向けて、諸施策の実行性の確保に努めてきました。

その後の地方分権の進展や少子高齢化の進展、市民ニーズ、社会ニーズの多様化などの社会経済情勢の変化により、行政を取り巻く環境も激変し、行政に求められるものも大きく変化しており、時代に即応した見直しが求められています。

このため、新しい視点や発想による多様な事業手法の導入、行財政改革を取り巻く新たな法整備等に対応するため、行財政改革大綱の見直しを行い、行政・財政両面にわたる改革の指針とすべく「八千代市行財政改革大綱（改訂版）」を策定いたしました。

地方分権社会に対応した自立した自治体として「依存から自立へ」と行政運営の質的転換を図るため、「①市民の目線で考える。②質の高い行政サービスを提供する。③経営資源を有効に活用する。④徹底した情報公開と市民参加行政の充実等を図る。」という視点をもって、今後も行財政改革に積極的に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

平成19年11月

八千代市長 豊田 俊郎

(目 次)

第1部 行財政改革大綱（改訂版）策定の基本的な考え方	1
第1章 行財政改革大綱（改訂版）策定の趣旨	1
〔八千代市行財政改革大綱（改訂版）策定基本方針〕	2
第2章 行財政改革大綱（改訂版）の内容	4
1. 構成	4
2. 計画期間	5
3. 推進体制	5
第2部 推進計画の方策	6
第1章 効果的な施策の推進	6
第1節 効果的事業展開	6
第2節 地域協働の推進と市民参加	7
第3節 民間活力導入の推進	8
第2章 効率的で質の高い執行体制	9
第1節 定員管理及び給与の適正化	9
第2節 人材育成の推進	10
第3節 市民ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織	10
第3章 財政の健全化	11
第1節 自主性・自立性の高い財政運営の確保	11
第2節 地方公営企業の経営健全化及び公益法人等の改革	12

第 1 部 行財政改革大綱（改訂版）策定の基本的な考え方

第 1 章 行財政改革大綱（改訂版）策定の趣旨

近年、地方分権や少子高齢化の進展、市民ニーズ、社会ニーズの多様化などの社会経済情勢の変化により、地方自治を取り巻く環境はめまぐるしく変革しています。新たな行政需要などに積極的に応え、行政サービスの向上を図っていくには、経営感覚に基づいた市民の満足度を高める取り組みが益々重要となっています。

また、自己決定・自己責任による地方分権型社会の構築に向けて、自立した地域経営を創造していくには、多様な主体と行政が相互に連携して「新しい公共空間^{注1}」を形成するなど、官と民との役割分担、地域協働^{注2}によるまちづくりの推進は不可欠のものです。

このためには、行政運営の透明性を高め、市民に対する説明責任を果たしつつ、必要とする市民サービスについて、市民と行政が同じ目的に向かって、諸施策を展開する必要があります。今まで以上に市民意見等を踏まえた行政経営を進め、費用対効果や成果を重視し徹底的に行政のスリム化を図り、市民ニーズに的確に対応できるよう、職員一人ひとりの能力開発を高め資質の向上を図り、市民参加型の行政を推進します。

加えて、平成 18 年 5 月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下「行政改革推進法」という。）^{注3}」など、いわゆる行政改革推進関連 5 法^{注4}も踏まえ、本市の行政、財政両面にわたる改革を進める指針として、次頁の「八千代市行財政改革大綱（改訂版）策定基本方針」のもとに、平成 11 年 3 月に策定した「八千代市行財政改革大綱」を見直し、「八千代市行財政改革大綱（改訂版）」として策定するものです。

八千代市行財政改革大綱（改訂版）策定基本方針（平成19年3月30日策定）

1. 策定の背景と目的

近年，地方分権の進展や急激な少子高齢化の進展，高度情報化，循環型社会の創造などの社会経済情勢の変化により，地方自治を取り巻く環境はめまぐるしく変革しており，市民ニーズの多様化・高度化による新たな行政需要への対応など，財政状況は益々厳しくなるものと想定される。

こうした状況の下，各種の行政需要に積極的に応え，行政サービスの向上を図っていくには，市民のニーズを的確に捉え，行政資源，地域資源，社会資源を有効に活用し，より一層効率的・効果的な行政運営を進める中で経営感覚に基づいた市民の満足度を高める取り組みが重要になってきている。

自己決定・自己責任に基づく地方分権型社会の実現を図り，自立した地域経営を創造して行くには，市民団体をはじめNPO^{注5}や企業等の多様な主体と行政が相互に連携して「新しい公共空間」を形成し，官と民との役割分担，協働による「公共社会」の形成の促進は不可欠のものである。

このため，行政運営の透明性を高め，市民に対する説明責任を果たしつつ，必要とする市民サービスを市民と行政が同じ目的に向かって諸施策を展開し，今まで以上に市民意見等を踏まえた行政運営を進めるとともに，費用対効果や成果を重視し徹底的に行政のスリム化を図るものとする。

また，市民ニーズに的確に対応できる企画力，政策形成能力，法務能力等，職員一人ひとりの資質の向上と能力の開発を進め，積極的な意欲と行動能力を持つ人材を育成し，市民参加型の行政を推進するものとする。

さらに，「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針^{注6}（以下「新地方行革指針」という。）」に加え，行政改革の更なる推進のための指針として「地方公共団体における更なる行政改革のための指針」の観点に立って，本市の行政改革を進める新たな指針となる大綱を策定するものとする。

2. 構成

大綱の策定に当たっては，現大綱の行財政改革のための3つの柱である(1)効果的な施策の推進，(2)効率的で質の高い執行体制，(3)財政の健全化を基本とし，「新地方行革指針」の対象項目である①事務・事業の再編・整理，廃止・統合，②民間委託等の推進，③定員管理の適正化，④手当の総点検をはじめとする給

与の適正化，⑤第三セクターの見直し，⑥経費節減等の財政効果等を取り込んだものとする。

3. 計画期間

行財政改革大綱の策定に当たっては，大綱が総合計画に掲げた施策を，効果的・効率的に推進していく役割を担うものであり，総合計画を推進面から支える性格を有していることから，今回の大綱は第3次総合計画の計画期間である22年度までとする。

4. 策定方法

(1) 庁内体制

行財政改革大綱の策定に当たっては，「八千代市行財政改革推進本部」にて協議を行い，決定していくものとする。

(2) 市民参加

行財政改革大綱の策定に当たっては，広範な市民等の意見を反映させるため，素案の公表を行い，意見を募集（パブリックコメント）することにより，行財政改革大綱の策定過程における市民の参加を促進するものとする。

5. 公表

行財政改革大綱については，議会への配付，市ホームページ及び広報やちよへの掲載，情報公開室及び各市立図書館へ配架して公表するものとする。

第2章 行財政改革大綱（改訂版）の内容

1. 構成

行財政改革のための3つの柱である(1)効果的な施策の推進，(2)効率的で質の高い執行体制，(3)財政の健全化を基本とし，新地方行革指針の対象項目である①事務・事業の再編・整理，廃止・統合，②民間委託等の推進，③定員管理の適正化，④手当の総点検をはじめとする給与の適正化，⑤第三セクターの見直し，⑥経費節減等の財政効果等を取り込んだものとします。

行財政改革推進のための3つの柱

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 効果的な施策の推進2. 効率的で質の高い執行体制3. 財政の健全化 |
|--|

行財政改革推進の体系

《3つの柱を【大項目】とし，この推進を図るためその下に各々【中項目】を設けます。》

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1. 効果的な施策の推進 |
|--|

- 【中項目】 (1)効果的事業展開
(2)地域協働の推進と市民参加
(3)民間活力導入の推進

2. 効率的で質の高い執行体制

- 【中項目】 (1)定員管理及び給与の適正化
(2)人材育成の推進
(3)市民ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

3. 財政の健全化

- 【中項目】 (1)自主性・自立性の高い財政運営の確保
(2)地方公営企業の経営健全化及び公益法人等の改革

2. 計画期間

行財政改革大綱は総合計画に掲げた施策を、効率的・効果的に推進していく役割を担うものであり、総合計画を推進面から支える性格を有しているものです。

このことから、「八千代市行財政改革大綱（改訂版）」では終期を設け、第3次総合計画の計画期間と連動させ、平成20年度から平成22年度までとします。

3. 推進体制

本市の行財政改革の推進に当たっては、本大綱（改訂版）を指針として、全庁的な推進組織として設置している「八千代市行財政改革推進本部」を中心に取り組みます。

また、その取り組み状況等は、市ホームページ、「広報やちよ」等で市民・市議会に公表し、意見等については行財政改革の取り組みに活かします。

第 2 部 推進計画の方策

第 1 章 効果的な施策の推進

ヒト・モノ・カネなど限られた行政資源を有効に活用し、市民への有益性と施策に対する満足度を向上させるためには、施策の選択・集中などを効果的に進める取り組みが必要です。このためには、市民や市民団体、企業など様々な経営主体が地域づくりに参加し、市民ニーズや意見を市政に反映させる取り組みも不可欠です。

NPM（新公共経営）^{注7}の手法等を基に公共サービスの主体である市民を顧客として捉え、目的やその成果を明確にしながら、計画—実施—評価、改革改善というマネジメントサイクルによる行政経営システムの確立を更に推し進め、「市民に対するサービスの提供その他の公共の利益の増進に資する業務（以下「公共サービス」という。）」として市が行う必要のないもの、また、その実施を民間が担うことができるものについては、民営化、指定管理者制度^{注8}、PFI^{注9}、民間委託などの民間活力を積極的に導入し、効率的・効果的な施策の推進を図ります。

加えて、行政改革推進法第 55 条第 4 項^{注10}や「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律^{注11}（以下「公共サービス改革法」という。）」に規定する官民競争の活用も検討します。

第 1 節 効果的事業展開

事務事業については、これまでも、「最少の経費で最大の効果をあげる」ため、見直し等を行ってきました。

今後とも地方分権改革に対応し、自己決定・自己責任のもと、多様化・高度化する市民ニーズを的確に捉え、より質の高い行政サービスを行うため、行政評価を活用し、更なる事務事業等の改革・改善に取り組みます。

公的施設においては、市民にとって利便性の高い施設、広く市民に開かれた施設とするため、機能・運営方法・利用見込・維持管理経費等を検討の上、可能な限り施設の複合的な利活用の推進を図るとともに、維持管理コストの抑制を図ります。

また、激変する社会の高度情報化に対応した市民サービスを提供するとともに、業務の効率化を図るため、平成17年3月に策定した「八千代市情報化基本計画」の基本目標である「IT（Information Technology インフォメーションテクノロジー）^{注12}を活用した効率的な市政運営への転換と市民に信頼される電子自治体の実現」のための3つのビジョン〔①便利で質の高い行政サービスの実現、②市民と行政のコミュニケーションと協働の促進、③市政運営の効率化と高度化の推進〕の実現をめざして、情報通信基盤の整備、個人情報保護・安全対策の充実、情報リテラシー^{注13}の向上及び推進体制の整備を進め、情報保護（情報セキュリティの確保）に十分留意しつつ、行政手続きのオンライン化等の電子自治体の構築を推進します。

特に、公共サービスの質の向上及び経費の削減を図る観点から、入札、契約制度のあり方についても総合的な検討を行い、事務処理の適正化、公正な競争の確保、市民から信頼を得られる事業の推進と事業者の発展を図るとともに、その実効性を確保すべく、より透明性の高い契約システムの構築など環境整備も含めた改革・改善を進めます。

第2節 地域協働の推進と市民参加

国における三位一体改革の推進に伴い、地方公共団体の財政状況は一段と厳しさを増している中で、少子高齢化の進展に対応した子育て支援の充実などの総合的な少子化対策や社会保障制度の見直しをはじめとした新たな行政需要への対応が迫られています。

今後、地方分権改革が一層進む中において、すべての行政需要を市が担っていくことは困難であり、行政サービスのあり方について自治会、各種市民団体、NPOなど多様な団体と協力し合い、相互補完的な関係を築きながら

協働のまちづくりを推進する必要があります。

公正で透明性の高い市政運営の確保，広聴機能を充実させるための環境整備を図り，行政の様々な施策の立案段階において市民参加を一層推進するため，分かりやすい情報提供，市民との対話等を積極的に進め，様々な行政課題について，市民と行政が同じ目線で施策などの議論を重ね，果たすべき責任と役割を分担し合う，パートナーシップの確立に努めるとともに，地域協働によるまちづくりの実践を積み重ね，市民活動に対する意識の向上に取り組み，その活性化を図ります。

第3節 民間活力導入の推進

国の規制緩和等によって公共サービスの担い手の多元化が進んでいる中，行政がその管理下において実施すべき事務事業であっても，すべて実施主体である必要はなく，現在，実施している行政サービスを「公益性」と「必需性」の観点から民間活力導入の可能性について検証を行います。

その上で「民間でできることは民間に委ねる」という基本原則の下，民営化，指定管理者制度，PFIなどの民間活力導入については「八千代市民間活力導入指針」，「指定管理者導入に係るガイドライン」，「八千代市PFI活用指針」に基づいて検討を進め，民間活力を活かした行政運営を進めます。

また，すでに民間活力を導入している事務事業であっても，不断に見直しを行い，効率的な活用を図ります。

第2章 効率的で質の高い執行体制

少子高齢化の進展や市民ニーズ，社会ニーズの多様化・高度化など，社会経済情勢の変化に対応するためには，新たな行政課題を迅速・的確に解決できる質の高い執行体制を構築する必要があります。柔軟な発想や広い視野，豊富な知識を持つ職員の育成を図るとともに，定員管理の適正化を図り，簡素でありながら効率的な組織づくりをめざします。

第1節 定員管理及び給与の適正化

平成17年3月に策定した「新たな定員適正化計画」（計画年度は平成9年度から平成24年度）に基づき事務事業の見直し，組織・機構の簡素合理化，民間委託，IT化，外部人材の活用等効率的な行政運営により職員数を抑制し，定員の適正管理に努めるとともに，職員給与についても，これまでに管理職の昇給延伸や高齢層職員給与の抑制措置などを実施し，適正化に努めてきたところです。

今後とも，定員管理については，行政改革推進法第55条第1項^{注14}の数値目標である「4.6%以上の純減」の着実な達成に向けて取り組むとともに，国が定める地方公務員の定員関係の基準等の見直し等を「定員適正化計画」に反映させて職員数の一層の純減を図ります。

また，職員給与については，行政改革推進法第56条第1項で「民間給与水準の的確な反映及び手当の是正その他の給与の一層の適正化に努めること」とされており，国や県における給与構造改革を踏まえ，市民の納得と支持が得られるよう，継続的に制度・運用を見直します。

なお，定員・給与等の状況の公表は，これまでも行ってきたところですが，引き続き，市民が理解しやすいように工夫を講じ，公表します。

さらに，職員に対する福利厚生事業については，その内容や水準について市民の理解が得られるよう，職員互助会への補助をはじめとして常に点検・見直しを行い，適正に事業を実施するとともに，事業の実施状況等を公表し

ます。

第2節 人材育成の推進

地方分権が更に進展するこれからの時代は、「依存から自立」をめざした地域間競争の時代でもあります。地方分権改革や少子高齢化の進展，市民ニーズ，社会ニーズの多様化・高度化に対応するため，企画力や政策形成能力，法務能力など多種多様な能力が職員には求められており，それに応じた多様な人材の育成は喫緊の課題です。

人材を「人財」として，職員一人ひとりの意欲の向上を図り，その能力や可能性を引き出し，組織としての総合力を高め，市民の声に耳を傾け，地域協働のまちづくりの推進を実現できる職員づくりを進めていきます。

また，能力・実績を重視した新しい人事評価システムの構築に向けて引き続き取り組みます。

第3節 市民ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織

地方分権改革の進展や市民ニーズの多様化・高度化に伴い，市が対応すべき行政ニーズの範囲は，今後，さらに拡大していくことが想定されます。拡大する市民ニーズを迅速かつ的確に処理するため，縦割り型組織にとらわれない目的別の「フラットな組織形態」を採用するなど，不断に見直しを行い，効率的かつ効果的に事務事業を処理できる「一人ひとりが考え行動する」組織体制の整備を推進します。

第3章 財政の健全化

本市の財政を取り巻く環境は、地方分権型社会や少子高齢化の進展に伴う社会経済情勢の変化により、今後も厳しい状況が続くものと予想されます。

こうした環境の変化に対応して、肥大化した財政体質を改善し、持続可能で効率的・効果的な自立した財政運営の推進を図るため、財政の早期是正・再生という観点から、予算・決算等の財政情報を分かりやすく公開し、総合計画並びに行政評価と予算との連携を図ったマネジメントシステムを構築するとともに、市民満足度の向上と業務システムの全体最適化を図るなど、戦略的な財政運営に努めます。

このため、従来の経常収支比率等に加えて、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律^{注15}」に示された健全化判断比率等を取り入れながら、健全化の目標水準を随時検討し、推進計画等で具体的に示します。

第1節 自主性・自立性の高い財政運営の確保

地方税財政制度が大きな変革期を迎える中で、自主性・自立性の高い財政構造への転換を図るため、歳出面では、事務事業やサービス水準の徹底した見直しによる一般行政施策経費の削減を推進するとともに、契約関係事務の効率化、公共工事コスト縮減のための適切な事業手法の検討、公益法人等の経営改革・改善に取り組みます。

歳入面では、自主財源の拡充が図られるよう、公平・適正な課税の推進に努め徴収率の向上を図るとともに、広告料収入等の新たな収入源の確保及び市有財産の積極的かつ計画的な利活用の検討、さらに、使用料・手数料を始めとした負担の適正化に努めます。

また、成果主義及び庁内分権^{注16}の観点から、インセンティブ制度^{注17}や担当部局のマネジメント機能の有効活用など、地方分権型社会に対応した予算編成手法の導入を検討するとともに、発生主義会計^{注18}による資産・債務管理等の財務情報の積極的開示と活用を図り、行政の意思決定と業績評価、長

期的視点による財政運営に有用とされる公会計制度改革^{注 19}への対応を図ります。

第2節 地方公営企業の経営健全化及び公益法人等の改革

・地方公営企業の経営健全化

本市では、市民の健康で文化的な社会生活や都市の諸活動を支えるため、八千代市水道事業を設置し、安全な水を安定して供給してきました。

また、平成18年度においては、より効率的な事業運営を進めるため、上・下水道事業の組織の一元化を図り、市民サービスの向上と定員の適正管理に努めてきたところです。

しかし、社会情勢等の変化から施設水準・サービス水準・経営の効率化など、上・下水道事業の質の向上を求められています。

今後、改めて経営の総点検を行い、更なる経営改革に向けて中期経営計画の策定、業績評価の実施をします。

また、公共下水道事業特別会計を公営企業会計に移行し、計画性・透明性の高い企業経営の推進に努め、市民の理解と協力のもとに経営の健全化を図ります。

・公益法人等の改革

第三セクター等の公益法人は、多様化かつ増大する行政需要に対して、市が直接実施するよりも効率的・弾力的な事業運営と、より高い事業効果が得られることを期待して設立され、市の行政施策と密接に連携しながら公共サービスの提供主体のひとつとして重要な役割を担ってきました。

しかし、社会経済情勢の変化や指定管理者制度の導入などによって、公益法人を取り巻く環境は大きく変化しています。

以下の表の法人について、今後は、公益法人制度改革3法^{注 20}に基づいて団体の意義や役割、事業の状況、経営の状況等を再検討し、市の関与のあり方について見直しを図るとともに、「職員数及び職員の給与に関する情

報の公開」,「補助金の抑制」,「公共サービス改革法に規定する官民競争の活用」についても検討を行います。

また,公益法人制度改革3法に該当しない市が関与する団体については,設立の根拠法令の主旨等に沿って,団体の意義や役割,事業の状況,経営の状況等を再検討し,市が交付する補助金及び業務委託の内容等について,見直しを図ります。

「公益法人等の改革」の対象とする法人

法 人 名
財団法人 八千代市文化・スポーツ振興財団
財団法人 八千代市開発協会
財団法人 八千代市環境緑化公社
社団法人 八千代市シルバー人材センター
株式会社 八千代市水道サービス
東葉高速鉄道 株式会社
社会福祉法人 八千代市社会福祉協議会

用 語 集

行財政改革大綱（改訂版）用語集

注1 新しい公共空間の形成

平成15年11月の第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」の中で「地域における住民サービスを担うのは行政のみではないということが重要な視点であり、住民や、重要なパートナーとしてのコミュニティ組織、NPOその他民間セクターとも協働し、相互に連携して新しい公共空間を形成していくことをめざすべきである。」として用いられている。

注2 地域協働

平成17年4月15日の分権型社会に対応した地域行政組織運営の刷新に関する研究会の報告書「分権型社会における自治体経営の刷新戦略－新しい公共空間の形成を目指して－」の中で「地域協働とは、公私協働や官民協働とは区別し、「一定の地域を前提として、そこに存在する住民が参画している多様な主体が、当該地域が必要とする公共的サービスの提供を協力して行う状態」と捉えることとする。」としている。

注3 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」

簡素で効率的な政府を実現することが喫緊の課題であることにかんがみ、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革について、その基本理念及び重点分野並びに各重点分野における改革の基本方針その他の重要事項を定めるとともに、行政改革推進本部を設置することにより、これを総合的に推進することを目的とする。平成18年5月26日成立、同6月2日施行。

注4 行政改革推進関連5法

5法は「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行政改革推進法）」、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（公共サービス改革法）」と公益法人制度改革3法「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」で構成され、平成18年5月26日に成立した。各法の要旨は、行政改革推進法は、①国民生活の安全に配慮しつつ、必要性の減少した事務・事業を可能な限り民間にゆだねて民間活動の領域を拡大する。②行政機構の整理及び合理化等により、経費を抑制して国民負担の上昇を抑える。公共サービス改革法は、①「民間でできることは民間に」という構造改革を具体化。②官民競争入札・民間競争入札を活用することによって、公共サービスの改革（質の向上と経費の削減）を推進する。公益法人制度改革3法は、「民間が

担う公益」を社会・経済システムの中で積極的に位置付け、その活動を促進する。

注5 NPO (Non-Profit Organization)

非営利団体又は、非営利組織と訳されている。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

注6 地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針

総務省は、平成16年12月24日に閣議決定された「今後の行政改革の方針」を受け、取組のための新たな指針を示し、各地方公共団体において、より積極的な行政改革の推進に努めるよう地方自治法第252条の17の5に基づき助言するとするものである（平成17年3月29日通知）。簡素で効率的・効果的な地方行政体制の整備を積極的に推進する観点から、集中改革プラン及び改革の推進状況について、必要に応じ、地方公共団体の行政運営に資するよう助言等を行うとする。また、国民に対する説明責任を果たす観点から、毎年度フォローアップを実施し、その結果を広く国民に公表するものとする。

注7 NPM (New Public Management 新公共経営)

平成13年6月26日閣議決定の「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」の中で「国民は、納税者として公共サービスの費用を負担しており、公共サービスを提供する行政にとってのいわば顧客である。国民は、納税の対価として最も価値のある公共サービスを受ける権利を有し、行政は顧客である国民の満足度の最大化を追求する必要がある。そのための新たな行政手法として、NPMが世界的に大きな流れとなっている。これは、公共部門においても企業経営的な手法を導入し、より効率的で質の高い行政サービスの提供を目指すという革新的な行政運営の考え方である。その理論は、①徹底した競争原理の導入、②業績／成果による評価、③政策の企画立案と実施執行の分離という概念に基づいている。」としてNPMを位置付けている。

注8 指定管理者制度

平成15年6月の地方自治法の改正により、公の施設（住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設）の管理委託先について、公的主体に限定していたこれまでの管理委託制度にかわり新しく創設された制度。民間活力を活用し、住民サービスの向上と経費の削減を図ることを目的とした制度となっており、NPOや株式会社等の民間主体が、議会の議決を得て指定管理者として指定されれば、公の施設を管理できるものとなっている。

注9 PFI (Private Finance Initiative)

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、公共施設等の整備等を行う手法で、従来と異なり、公共施設等の設計から建設、維持管理、運営等の全部又は一部を一体的に行うため、効率的で効果的な公共サービスの提供ができる。また、これまで公共が負担していたリスクを官民で適切に分担するため、事業全体のリスク管理が効率的に行われ、低廉かつ良質な公共サービスの提供が図られる。

注10 行政改革推進法第55条第4項

「地方公共団体は、地方分権の進展に伴い、より自主的かつ主体的に行政改革を推進する必要があることに留意しつつ、その事務及び事業の必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等に仕分けを踏まえた検討を行うとともに、職員数を厳格に管理するものとする。」

注11 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律

国の行政機関又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が行うことができるものは民間にゆだねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図る改革（競争の導入による公共サービスの改革）を実施するため、その基本理念、公共サービス改革基本方針の策定、官民競争入札及び民間競争入札の手続き、落札した民間事業者が公共サービスを実施するために必要な措置、官民競争入札等監理委員会の設置その他の必要な事項を定めた。平成18年5月26日成立、同7月7日施行。

注12 IT (Information Technology)

コンピュータやデータ通信を利用し、情報収集・加工・発信などに有意な技術をいう。一般的には産業や生活に直接応用可能なものをさして呼ぶことが多い。

注13 情報リテラシー

リテラシーとは本来「字を読み書きする能力」のことだが、これを情報まで拡張し、情報を取り扱う能力のことを情報リテラシーと呼んでいる。

狭い意味では、パソコンなどの情報機器を操作する能力（コンピュータ・リテラシー）をさすこともあるが、それだけにとどまらず、情報の価値を判断する能力、情報を効果的に活用する能力、付加価値をつけた情報を発信する能力などを含めて呼ぶことがある。

注 14 行政改革推進法第 55 条第 1 項

「政府は、平成 22 年 4 月 1 日におけるすべての地方公共団体を通じた地方公務員の総数が平成 17 年 4 月 1 日における当該数から 4.6%以上の純減をさせたものとなるよう、地方公共団体に対し、職員数の厳格な管理を要請するとともに、必要な助言その他の協力を行うものとする。」

注 15 地方公共団体の財政の健全化に関する法律

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、地方公共団体が財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。平成 19 年 6 月 15 日成立。

注 16 庁内分権

組織肥大及び各種業務の専門分化に伴い、単一セクションでの施策対応が困難になっている中で、「専門性・自主性の発揮」「創意工夫」等が行われやすくするため、目標達成責任とその達成に必要な行政資源（予算，人事等の枠配分）に関する権限の移譲により、市民要望・要求への迅速かつ、きめ細かな対応を実現する組織体制の確立を図る。

注 17 インセンティブ（報奨）制度

各担当セクションの創意工夫や内部努力などによる節減状況に応じて、節減相当部分の一部を自由裁量事業費として配当経費に上乗せするもので、職員の意識改革，全庁的な事務事業の見直しへの取組促進につながり、財政健全化に波及効果をもたらす。

注 18 発生主義会計

官庁会計の現金主義会計に対峙する用語で、費用・収益の認識を現金収支という事実にとらわれることなく、取引発生の実実に基づいて期間業績を反映させる損益計算方式であり、ストック情報や減価償却費等を含む正確なコスト情報を把握することにより、住民に対する十分な説明責任を果たし、より効率的・効果的な行政運営を展開することが可能となる。

注 19 公会計制度改革

総務省からの通知により、新地方公会計制度の導入を目的として、遅くとも 2008 年度決算数値をもとに、原則として 2009 年度中に「貸借対照表」「行政コスト計算書」「資金収支計算書」「純資産変動計算書」の財務 4 表を作成することが求められることとなった。また、八都府市首脳会議においては、行政運営に当たり「経営」の視点を確立することが不可欠との観点から、平成 18 年 11 月 22 日付で「複式簿記・発生主義会計の導入に係る要望事

項」を総務省あてに提出した。

注 20 公益法人制度改革 3 法

3 法は、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」で構成される。平成 18 年 6 月 2 日に公布。施行は平成 20 年度中。趣旨は、①社会システムに対応する多様なサービスを提供することが期待される民間非営利部門を社会経済システムの中で積極的に位置付け、その活動の健全な発展を促進する。②現行の公益法人制度について公益性の判断基準が不明確であり、営利法人類似の法人が存在していること等の問題点から改革を行う。

八千代市行財政改革大綱（改訂版）

発行日／平成 19 年 11 月

発 行／八千代市

編 集／総務企画部 行財政改革推進課

住 所／〒276-8501

八千代市大和田新田 312-5

TEL 047-483-1151（代表）

FAX 047-484-8824

E-mail gyoukaku@city.yachiyo.chiba.jp

